

保護者様

習志野市立袖ヶ浦西小学校
校長 大津 真紀

天候悪化等の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に対して多大な御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本校では天候悪化等におきまして、下記の通り対応いたします。
(本校HPに掲載しています。)

記

1 前日の対応について

翌日に天候悪化等が予想される場合、前日12:00(正午)に翌日の対応について決定します。これを踏まえて翌日の対応につきまして、次のようにします。

- (1) お子様を通して文書により連絡します。
- (2) 午後1時以降に、「tetoru」を送信します。(前日が休日の場合は(2)のみの対応となります。)
主な内容は、次のような内容です。

- ・明日は、「臨時休校」とします。
- ・明日は、「登校時刻を変更して、〇〇時登校」とします。
- ・明日の給食はあります。(ありません)
- ・明日は、「通常通りの登校」です。
- ※ 給食、弁当持参、朝練習の有無などについても連絡します。

2 当日の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。また、前日に「一部休業」または「通常通り」と連絡したにも関わらず、午前6時の時点で暴風警報や大雨特別警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警報情報が発令されている場合は自宅待機とします。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、tetoruを送信します。
- (3) 午前10時の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業とします。(その後の対応について再度tetoruにて連絡致します。)
- (4) 次の①から③の場合は、臨時休校としませんが、保護者の判断で登校を見合わせることを可といたします。
 - ① 台風・強力な低気圧の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
 - ② 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
 - ③ 通学路の安全が確保されていない場合。※いずれの場合でも、お子様の安全を第一にお考えいただきまして、登校させるようお願いいたします。また、保護者の判断により登校を見合わせた場合、遅刻・欠席扱いとはなりません。

3 児童在校時の下校について措置

児童が在校している時に、警報・注意報が発令された場合やそのような事態が予測される場合には、下校を早める・遅らせる等の措置を講ずる場合があります。この場合にも「tetoru」により、対応について御連絡をいたします。

4 その他

- (1) 給食の対応…臨時休業になった日の給食費は徴収いたします。
- (2) 臨時休業(休校)・一部休業になった場合の放課後児童会(学童保育)の対応
 - ・臨時休業になった日は、午前8時の開室に向けて準備をします。
(放課後児童会指導員が児童会室に到着するまでの間、お子様は校内でお預かりします。)
 - ・給食がない場合は、弁当持参となります。
 - ・登校する場合は、必ず保護者が付き添ってください。